

令和7年9月26日

旅客船の輸送の安全確保に関する命令^{注1}書を発出しました

令和7年5月16日に香川県高松沖で発生した船舶火災事故を端緒に、令和7年5月22日、同年6月13日、同年7月15日及び30日に六口丸海運有限会社に対して、中国運輸局の運航労務監理官が、海上運送法第25条第1項^{注2}に基づく立入検査を実施したところ、特定教育訓練^{注3}を終了した乗組員を乗り込ませていなかった等、同社が定める安全管理規程を遵守しておらず、輸送の安全が確保されていない事実が確認されました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書を発出しましたので、お知らせいたします。

注1：輸送の安全確保に関する命令：国土交通省海事局長通達「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号）によって違反点数制度による処分基準が定められている。違反点数の累計が16点以上となった場合は、原則海上運送法第19条第2項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する命令書発出等の行政処分となる。

注2：海上運送法第25条第1項（抜粋）：「国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業等の用に供する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類等に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。」

注3：船員法第118条の4において、船舶所有者に実施が義務づけられている、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練。

記

1. 発出年月日

令和7年9月26日（金）

2. 対象事業者

事業者の名称：六口丸海運有限会社

事業者の住所：岡山県倉敷市児島小川町3696

代表者の氏名：代表取締役 西原 正博

3. 命令の内容及び当該事業者に対する違反点数付与状況

以下に掲げる措置について、令和7年10月27日（月）までに当局あて文書で報告すること。

- (1) 船舶所有者は、船員法第118条の4に基づき、小型船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。【10点】
- (2) 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第55条第4項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。【1点】
- (3) 経営トップは、安全管理規程第4条第1号に基づき、関係法令及び社内規程の遵守を社内に徹底させること。【1点】
- (4) 安全統括管理者は、安全管理規程第17条第3号に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守を社内に徹底させること。【2点】
- (5) 運航管理者は、安全管理規程第18条第1号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。【2点】
- (6) 運航管理者は、安全管理規程第22条第3項に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、小型船舶にあつては、乗組員が船員法第118条の4の規定による特定教育訓練を終了しているか等、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているかについて、その安全性を検討すること。【10点】
- (7) 運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告すること。【2点】
- (8) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、乗組員に対し安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を定期的実施すること。【2点】

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

今般付与する違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

- (1) 今般付与する違反点数 30点
- (2) 当該事業者の累計点数 30点

【問い合わせ先】

中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

なかばやし たなべ みたに
中 林 ・ 田 邊 ・ 三 谷 TEL:082-228-8708

岡山運輸支局水島海事事務所 運航労務監理官

わたなべ
渡 邊

TEL : 086-444-7750